

豊岡都市計画用途地域図（日高地域）

S=1:10,000

○用途地域の指定のない区域における建築基準法に基づく形態制限

容積率	全域	200%
建ぺい率	建築基準法第53条第1項第6号の規定により特定行政庁が定めた区域（※）	70%
	上記以外	60%
道路斜線	適用距離（m）	20
	勾配	1.5勾配
隣地斜線	立上り（m）	20
	勾配	1.25勾配
日影規制		適用

（※）平成24年10月31日以前の兵庫県「景観の形成等に関する条例」により指定されていた、豊岡市出石町城下町地区歴史的景観形成地区及び佐馬海岸地域風景形成地域の範囲。

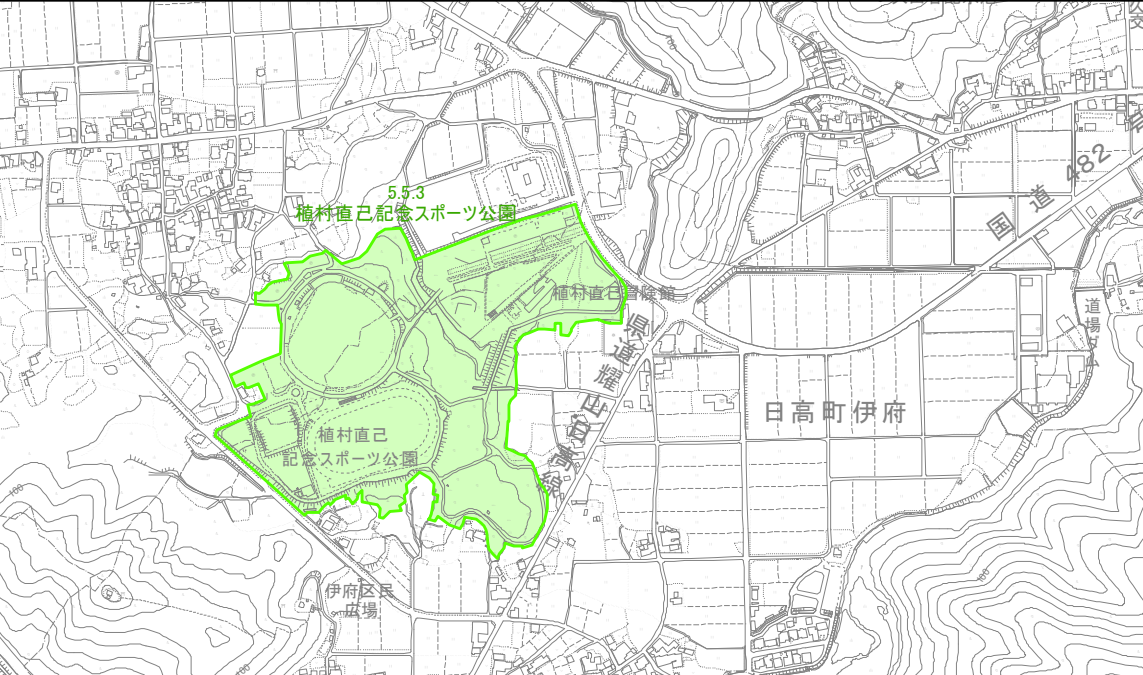
○用途地域の指定区域における建築基準法に基づく形態制限

用途地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	近隣商業地域
適用距離（m）	20	20	20	20	20
道路斜線	勾配	1.25	1.25	1.25	1.5
	立上り（m）	20	20	20	31
隣地斜線	勾配	1.25	1.25	1.25	2.5
	立上り（m）	5			
北側斜線	勾配	1.25			
日影規制	適用	適用	適用	適用	

用途地域	商業地域（10分の50の区域）	商業地域（10分の40の区域）	準工業地域	工業地域	工業専用地域
適用距離（m）	25	20	20	20	20
道路斜線	勾配	1.5	1.5	1.5	1.5
	立上り（m）	31	31	31	31
隣地斜線	勾配	2.5	2.5	2.5	2.5
	立上り（m）				
北側斜線	勾配				
日影規制					

○日影規制

法別表第4(イ)欄に掲げる地域又は区域	法52条第1項各号に掲げる建築物の容積率が定められた区域	法別表第4(ロ)欄に掲げる制限を受ける建築物の区分	法別表第4(ハ)欄に掲げる平均地盤面からの高さ	法別表第4(ニ)欄の各号のうちから指定する号
第2種低層住居専用地域	10分の15の区域	軒高>7m又は地上階数≥3	1.5メートル	(三)
第1種中高層住居専用地域	10分の15の区域	建築物高さ>10m	4メートル	(一)
第1種住居地域・第2種住居地域	10分の20の区域	建築物高さ>10m	4メートル	(一)
用途地域の指定のない区域	10分の20の区域	(ロ)建築物高さ>10m	4メートル	(二)



A

A

凡 例	
	第2種低層住居専用地域 高さ制限10m
	第1種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域（豊岡）
	商業地域（城崎）
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	特別工業地区
	特定用途制限地域（日高田園居住環境保全地域）
	特定用途制限地域（城崎自然環境保全地域）
	特定用途制限地域（城崎田園居住環境保全地域）
	都市計画道路
	都市計画公園
	都市計画緑地
	都市計画区域
	用途地域指定区域界線
	地域境界線 道路・河川・水源地その他
	H27.D.I.D.区域
	区画整理区域
	その他都市施設
	市街地再開発区域 高度利用地区
	臨港地区
	伝統的建造物群保存地区

都市計画区域決定 平成22年 3月30日 兵庫県告示第386号
用途地域決定 令和3年 3月26日 豊岡市告示第73号
特別工業地区決定 昭和49年 7月1日 豊岡市告示第19号
特定用途制限地域決定 令和3年 3月15日 豊岡市告示第75号
高度利用地区決定 平成4年 10月20日 豊岡市告示第74号
伝統的建造物群保存地区決定 平成19年 6月22日 豊岡市告示第160号
建築基準法第22条の規定による区域（昭和59年6月15日兵庫県告示第1267号）は用途地域指定区域とする。



1:10,000